平成２２年（フ）第５９０号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番１―913号
債務者　池田　紗弥
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２７号
鹿児島県鹿児島市祇園之洲町７番地サンピーノ祇園之洲603号
債務者　森山　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目４番57―53号
債務者　楠元　　仁
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
鹿児島県鹿児島市南林寺町21番34号
債務者　野添　一枝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
鹿児島県いちき串木野市羽島4184番地23
債務者　岩崎　和弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６９号
鹿児島県鹿児島市原良町2902番地８サニーパレスＢ棟302号
債務者　谷﨑　博志
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
鹿児島県いちき串木野市塩屋町11番地　市営塩屋堀住宅１号
債務者　上袴田　勤
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
鹿児島県鹿児島市皷川町16番１号
債務者　村山　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
三重県伊賀市阿保1481番地の10、前住所三重県伊賀市阿保1828番地の17
債務者　北崎　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２５０号
滋賀県東近江市上羽田町567番地
債務者　戸田　裕介
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４６１号
京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1137番地
債務者　村山　泰男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６２号
京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1137番地
債務者　村山　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４９号
京都市西京区嵐山内田町20番地13
債務者　山本　佳子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８３号
京都市北区小山元町14番地５　北国ビル201
債務者　吉田さとみ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４５号
京都市西京区桂稲荷山町11番地13
債務者　須山　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６８号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地41棟106号
債務者　馬淵　尋子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８６号
京都市南区唐橋門脇町５―28、住民票上の住所京都市南区唐橋平垣町24番地　八条市営住宅２棟203号
債務者　伊勢　　満
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４５７号
大阪府箕面市粟生外院１丁目16番Ｂ―715号
債務者　七里由有子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部